

## 第11期川崎市男女平等推進審議会が市長に答申を行いました

第11期川崎市男女平等推進審議会は、令和5年4月に市長から「第6期川崎市男女平等推進行動計画の策定について」の諮問を受け、同計画に盛り込むべき課題や改定の方向性について審議を重ねてきました。

この度、その審議結果が取りまとめられ、次のとおり市長に答申が提出されましたので、お知らせいたします。

1 日 時

令和7年3月21日（金） 11時～11時20分

2 場 所

市長応接室（本庁舎7階）

3 出席者

- ・第11期川崎市男女平等推進審議会

会長 村尾 祐美子（東洋大学准教授）  
副会長 板井 広明（専修大学教授）

- ・川崎市

福田市長  
市民文化局長、人権・男女共同参画室長



4 答申のポイント

- 男女平等施策とDV関連施策の相互に連携した推進に向けて、これまで個別に策定していた「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画」と統合し、さらに、新たに策定する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援法」という。）に基づく市町村計画を含めた一体的な計画として、「第6期男女平等推進行動計画」に盛り込むべき課題や改定の方向性を答申として取りまとめています。
- 計画策定にあたっての重要な事項として、「女性支援法にもとづく市町村基本計画の策定及び困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援の推進」を含め7点を挙げています。
- 現行計画で設定していた「教育・啓発」、「家庭生活・職業生活」、「地域」の目標を継承しつつ、女性支援と親和性が高いDV被害者支援を一体的に推進する上で、新たに「困難を抱える女性等を社会全体で支える男女共同参画の推進」を目標に加え、一体性をもって取組を進めていくことを期待しています。

※答申の概要は別紙のとおりです。

※答申の詳細は市HPの以下のページに掲載しています。

トップページ>市政情報>平和・人権・交流>男女平等施策>川崎市男女平等推進審議会  
>第11期川崎市男女平等推進審議会 答申

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000173532.html>

【問合せ先】

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室 押田  
電話 044-200-2269

# 第11期 川崎市男女平等推進審議会(答申概要)

## －第6期川崎市男女平等推進行動計画の策定について－

### 1 答申の趣旨

川崎市男女平等推進審議会は、令和7(2025)年度末に「第5期川崎市男女平等推進行動計画」(以下「第5期計画」という。)の計画期間が満了することから、計画内容や計画に基づく施策の取組状況について検証するとともに、男女平等施策とDV関連施策の相互に連携した推進に向け、個別に策定していた「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画」(以下「第3期計画」という。)を統合し、新たに策定する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「女性支援法」という。)に基づく市町村計画を含めた一体的な計画として、「第6期川崎市男女平等推進行動計画」(以下「第6期計画」という。)に盛り込むべき課題や改定の方向性を答申として取りまとめた。

### 2 男女共同参画に関する社会情勢と川崎市の状況

#### (1) 国際社会の状況

平成27(2015)年9月に持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、17の目標のうち5番目の「ジェンダー平等の達成」に向けた国際的な取組の加速化が進んでいる。

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生活、社会、経済に深刻な影響が顕在化したことを受け、国連女性機関(UN Women)は、女性・女児に対する暴力が急増している状況について、各国への重点的な対応の要請や、政府を含むすべてのセクターに向けて、女性の声が反映されるように措置を取ることなどを提言した。コロナ禍が収束した現在においても、社会経済の不安定化が続く中で、ジェンダーの視点に立った政策立案と具体的な取組は、一層重要なとなっている。

#### (2) 国の状況

平成11(1999)年に男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、男女共同参画社会の形成の促進や女性活躍推進に関する施策を推進してきた。

女性支援の分野では、社会におけるジェンダー構造を背景に女性が直面する困難への対応として、女性がそれぞれに抱える困難な問題とその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を早期から切れ目なく包括的に受けられる体制を整え、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現を目指すことを目的に、令和4(2022)年に女性支援法が制定された。

#### (3) 本市の状況

平成13(2001)年に、「男女平等かわさき条例」を制定し、「川崎市男女平等推進行動計画」に基づく、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきた。本市を取り巻く状況については、人口構成や社会状況も変化しており、こうした変化に対応した施策の推進が求められている。

### 3 現行計画の取組状況

#### (1) 第5期川崎市男女平等推進行動計画の取組状況(令和4年(2022)年3月に策定)

ア 第5期計画では、男女共同参画社会の形成に向けて、新たにアンコンシャス・バイアスとジェンダースtatisticへの理解促進を位置づけ、会議や研修を通じた啓発活動などに取り組んできた。

イ 第4期計画に位置付けられた8つの数値目標のうち、5つは数値が改善し、3つは目標値を達成した。しかし、現時点では5つは未達成となっている(答申11ページ)。

#### (2) 第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画の取組状況(令和2年(2020)年2月に策定)

ア 第3期計画では、複雑化するDV被害や被害者の多様な状況に応じた支援が求められている状況を踏まえ、配偶者暴力相談支援センター機能の充実などに取り組んできた。

イ 第3期計画に位置付けられた8つの数値目標のうち、4つは数値が改善し、2つは目標値を達成した。しかし、現時点では6つは未達成となっている(答申12ページ)。

### 4 計画策定に当たって重要な事項

#### (1) 女性支援法に基づく市町村基本計画の策定及び困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援の推進

女性支援法の成立を踏まえ、性的な被害など様々な事情により困難な問題を抱える女性やそのおそれのある女性への支援を、民間団体等との連携・協働により、包括的に提供する体制の整備に努めることが求められている。

女性支援法に基づく市町村計画を策定し、市が取り組むべき事項や、行政・民間団体・関係機関等の役割や連携体制について明示するとともに、その推進においては支援調整会議を中心に施策の円滑かつ効果的な実施を図ることが重要である。

#### (2) あらゆる領域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

あらゆる分野における方針決定過程への女性の参画を進めるためには、積極的正措置(ポジティブ・アクション)への理解の拡大や、地域の事業者や団体への意識啓発や情報発信を行い、積極的な取組に繋がるよう働きかけていく必要がある。

#### (3) 働く場における女性活躍推進及び男女の均等な機会と待遇の確保の推進

女性がライフケーストに合わせて希望する働き方の実現、就業継続及び再就職等のための就労支援などを推進していくとともに、男性の育児休業取得促進など男性の家庭生活への参加に向けた支援を推進していくことが必要である。

#### (4) 男性にとっての男女共同参画の推進

性別に関わりなく誰もが仕事と家庭生活を両立できるよう、男性の育児休業等の取得促進や働き方の見直し、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組を進める必要がある。

#### (5) 男女共同参画に係る広報・啓発・教育の推進

あらゆる立場の人々が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる社会に向けて、固定的な性別役割分担意識に関する無意識の思い込みを解消し、市民全体の意識改革や理解促進に引き続き取り組むことが必要である。

#### (6) 男女共同参画の視点に立った地域防災やまちづくりの推進

地域防災の取組に男女共同参画の視点が浸透するよう、男女共同参画の視点から防災対策に取り組んでいく必要がある。また、研修等を通じた啓発活動を推進し、女性が地域防災の担い手として、参画できるよう取り組んでいくことが必要である。

#### (7) 男女共同参画を推進する体制の充実

ジェンダー統計を活用して市のあらゆる部署が男女共同参画の視点から点検・評価していくことが求められている。国は男女共同参画センターの役割や機能をまとめたガイドラインを策定する見込みのため、本市においても男女共同参画センターの機能について検討していくことが必要である。

### 5 第6期川崎市男女平等推進行動計画の策定に当たって

(1) 「教育・啓発」、「家庭生活・職業生活」、「地域」ごとの目標設定を継承しつつ、女性支援と親和性が高いDV被害者支援を一体的に推進する上で、新たに目標IVとして「困難を抱える女性等を社会全体で支える男女共同参画の推進」を設定し、女性支援法に基づく市町村計画及びDV防止法に基づく市町村計画として位置付け、一体性をもって取組を進めていくことを期待する。

「目標I 男女共同参画に係る教育・啓発の推進」

「目標II 家庭生活・職業生活における男女共同参画の推進」

「目標III 地域における男女共同参画の推進」

「目標IV 困難を抱える女性等を社会全体で支える男女共同参画の推進」